

e-Taxとは？

Q インターネットで自宅から確定申告や納税ができるe-Taxのポイントを教えてください。

A e-Taxは税務署に出向くことなく、インターネットを利用して所得税、消費税、贈与税などの申告や納税など各種手続きができます。(令和5年度のe-Tax利用度は69.3%)

▶ e-Taxとは(スマートホンやタブレットでも作成できます)

申告できる税目	所得税、復興特別所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、酒税、印紙税等
納税できる税目	すべての税目 ダイレクト納付(口座振替)、インターネットバンキング、ペイジーそしてスマホアプリ(上限注意)の納付も可能
申請・届出	青色申告の承認申請、納税地の異動届出、法定調書の提出等

※ e-Taxを利用するには市区町村役場などでICチップのついたマイナンバーカードを入手して、ICカードリーダライタ(e-Tax対応)かマイナンバーカードの読み取りに対応したスマートホン等を用意してください。

▶ e-Taxの利用

個人の確定申告は、国税庁ホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、自動計算機能などにより正確に所得税の確定申告書などを作成して、直接税務署に送信できます。

▶ 添付書類の省略

確定申告時に提出する添付書類については、申告データと一緒に送信すれば添付省略できます。

○ 添付を省略できる書類(第三者作成書類の主なもの)

① 領収書	① 寄附金 ② 医療費 ③ セルフメディケーション対象医薬品の領収書
② 徴収票	給与所得・退職所得・公的年金等の源泉徴収票、特定口座年間取引報告書
③ 証明書	社会保険料・生命保険料・地震保険料・小規模企業共済・寄附金の控除証明書、バリアフリー改修特別控除・省エネ改修特別控除・住宅ローン控除の借入金年末残高証明書、上場株式配当等の支払通知書、マイナンバー本人確認書類、セルフメディケーションの適用を受けるための取組証明書など ※ 借入金年末残高証明書は初年度は添付が必要です(適用2年目以降より省略できます)

- ※ 1. 領収書の②③の添付等は通常の確定申告の場合も不要です。
2. ②の徴収票の添付等は通常の確定申告の場合も不要です。
3. 申告期限から5年間は、税務署から提出を求められることがありますので、保存しておいてください。

(ワンポイントアドバイス) スマホやタブレットでも申告等が作成!

※ 令和6年11月現在の税制に基づいています。今後税制改正があった場合内容が変わります。